

会議録

| | |
|--|---|
| 会議の名称 | 西東京市個人情報保護審議会（第5回） |
| 開催日時 | 平成22年1月22日（金曜日）午後6時から午後7時25分まで |
| 開催場所 | 西東京市役所 田無庁舎 庁議室 |
| 出席者 | <p>委員：保谷会長、横澤委員、岡本委員、長谷川委員、河野委員、十重田委員</p> <p>（1）説明員：企画部企画政策課古厩主幹・藤澤主査・高橋主任、総務部管財課湯川課長、市民部健康年金課冥加課長、同部納税課管野課長、子育て支援部保育課森本課長、同部児童青少年課斉藤課長、福祉部高齢福祉課鈴木課長・等々力主幹</p> <p>（2）説明員：危機管理室東原特命主幹・杉山主査、福祉部高齢福祉課鈴木課長・横山課長補佐、同部障害福祉課磯崎課長</p> <p>事務局：総務部総務法規課 下田部長、澤谷課長、遠藤係長、早川主査、林主任</p> |
| 議題 | <p>（1）債権徴収組織の設置に伴う個人情報収集及び目的外利用について（諮問及び審議）</p> <p>（2）西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて（審議）</p> |
| 会議資料 | <p>（1）の議題資料 諮問書 資料1 事業の内容について 資料2 平成22年4月1日の組織体系（案） 資料3 債権別徴収率及び滞納繰越額（平成18～20年決算） 資料4 引継事案進行管理台帳（案）</p> <p>（2）の議題資料 資料1 関係機関情報共有方式における提供先に関する資料 資料2 災害時要援護者名簿作成に関するデータ作成資料</p> |
| 記録方法 | 全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| （諮問）市長から会長へ諮問書（債権徴収組織の設置に伴う個人情報収集及び目的外利用について）が手渡された。 | |

会長：

それでは審議に入る。世界中が不況で苦しむ中西東京市も例外ではなく税収も落ち込み、このような組織を作ったのだと私は思う。そこで新しい組織が個人情報の取扱いで問題があり今回の諮問があった。市の内情、市民の心情を考慮しながら審議を進めたいと思う。

事務局から資料の確認・諮問の内容確認（西東京市個人情報保護条例第 8 条及び第 10 条）

会長：

それでは各々の内容について説明してもらいたい。

説明員から資料の説明

会長：

説明員から説明があった。委員の方は質問があるか。

委員：

選定委員会の役割で納税課がやる事案のピックアップをすることは分かったが、引継事案進行管理台帳をどこが作成し活用するのか。

説明員：

納税課が管理する台帳になる。

委員：

債権を担当するに当たって債権回収対策担当が台帳を作るということか。

説明員：

そうである。

事務局：

一種の名寄せになる。

委員：

選定委員会が市の全体の債権を 300 件に絞るのか。数千件を委員会が審査するのか。

説明員：

基準を設けて絞り込んだものを選定委員会にかけていく。

委員：

資料 3 は 300 件の総額なのか。

説明員：

一部である。資料 3 は 300 件の総額ではない。

委員：

これまでの所管課ではできなかったことで、新しい回収担当ではできるようになることとは何なのか。

説明員：

国税徴収法に基づく強制徴収の手続を使って回収に当たる予定である。

事務局：

もちろん税ではないので、すべてが強制徴収できるわけではないが、持っているノウハウを活用できるのではないかと考えている。

委員：

現在の所管課では回収の対応はしているのか。

説明員：

従来も調査等を行っているが、さらに高度な対応を債権回収担当にお願いするところである。

委員：

このような部署を設置したということは公表していくのか。

説明員：

公表していく。

委員：

資料3のうち税と国民健康保険料の差押え等是可以できると思うが、保育料とか私債権の項目は今のところ強制手続は取れないのではないのか。

説明員：

保育料については、児童福祉法に基づき差押えは可能である。ただし、保育料の徴収専門に職員を従事させることができない状況である。よって、回収担当にお願いするところである。

委員：

金額について制限はないのか。どの程度の状況から回収担当に引き継がれていくのか。

説明員：

引継ぎをするに当たっての滞納繰越額の基準は、市税・国民健康保険料については50万円以上、介護保険料は15万円以上、後期高齢者医療保険料については50万円以上、保育料・育成料については滞納の態様に着目して複数年度を想定している。建物の関係は、個別案件と考えている。

委員：

私債権については、納税課のノウハウはどのように生かそうと考えているのか。

説明員：

公債権のノウハウを活用するつもりである。私債権の徴収は裁判所を通じて行うこととなるので、情報の活用については検討していきたい。

委員：

私債権のみを滞納している場合でも財産調査をする権限というのは法令で認められているのか。

説明員：

認められていない。

委員：

情報を集めることは、本人には一切伝えないのか。一部を伝えないとあるが、どれを伝えて、どれを伝えなかつもりなのか。

説明員：

徴収担当が徴収の窓口になるということは伝える。事案の完結の段階で、債務者でなくなったことや、完納の事案について所管課に返還されることについては通知しない予定である。選定委員会で事案の振り分けをしている段階においても通知は省略したいと考えている。

委員：

他市でもやっているのか。

説明員：

江戸川区、船橋市、市川市、横須賀市、浜松市が有名である。全国では2割程度の自治体で取り組んでいる。近隣では、国立市、武蔵村山市では納税課で一体徴収の態勢を取っている。東久留米は保育料のみを行い、八王子市では情報の共有のみを行っている。

委員：

他の自治体でも私債権回収は納税課で行っているのか。

説明員：

そのようなケースもあれば、より絞り込んでいるケースもある。各自治体の判断によっている。

委員：

給食費はどのような取扱いになるのか。

説明員：

校長が徴収の担当になるのだが、今回の諮問事項には入れていない。

会長：

疑問点がある。市民にどのようにこの組織を公表するのか。本人に担当組織が替わったことをどのように通知するのか。

説明員：

市民周知は、3月1日号、15日号の市報、ホームページなどで周知を図る予定である。
齟齬^{そご}を来たさないように行っていく。本人通知については、選定委員会にかける段階で催告をする際に、所管が替わることを伝える予定である。

委員：

私債権をどうして納税課が担当するのか。保育料まで納税課で扱うのはいかがなのか。どこの自治体でも納税課でやっているのか。特別な組織、課を新たに作っているケースが多いのではないのか。

説明員：

自治体の規模による。組織規模が大きい自治体であれば、新たな課を設けることもあるが、西東京市の規模であれば、納税課の一部門として設置するのが適当と考えている。

事務局：

納税課以外の部署で担当した場合は、地方税法の網がかからないので、税については扱うことができない。納税課であれば地方税法に基づく徴収権限をもって一緒に交渉することができる。

委員：

税金・公債権の滞納額が多いのだから、そこを重点的にやればよいのではないのか。

説明員：

額の多少にかかわらず、納税課に一本化して徴収効率を上げたいと考えている。

委員：

項目が挙がっているものだけしか考えていないのか。

事務局：

状況が変わって項目が増えたときの対応も検討いただきたい。以前防犯カメラの設置に当たって、答申以後の新たな設置については報告でよいとしていただいた経緯もある。公債権と私債権という枠組みで理解いただければ、新たな債権としての取扱いを御検討いただきたい。

委員：

間食費などについては、何千円という単位でも処分されるのか。

説明員：

滞納が複数年度にわたっているようなケースが対象になる。資力の有無も回収担当の対象の要件であり、一律の滞納額だけの問題だけではないと考えている。

委員：

組織に工夫を凝らすことも検討していただきたい。

会長：

それでは、事業の説明は聴いたので、委員だけで審議をしたい。説明員は退席するよ

うに。

説明員退席

会長：

もう少し審議を続ける必要があると考えるが、議題1については、本日はここまでとする。いかがか。

委員：

異議なし

休憩

会長：

それでは続いて「西東京市災害時要援護者登録制度における個人情報の取扱いについて」を議題とする。内容について説明してもらいたい。

事務局から第1次答申の概要と答申に基づく資料提出があったことの報告。第2次答申に向けての審議事項についての説明

説明員から資料の説明

会長：

説明員から説明があった。委員の方々はいかがか。

委員：

第1次答申を尊重したよい資料である。事業のイメージがよく分かるようになった。

委員：

作業期間は終わったのか。

説明員：

基礎データ資料の作業期間としては終わっている。

事務局：

第1次答申で作業期間を2月5日までとされているので、それを遵守して作業を終了させたものである。

委員：

データの更新についてはどのような予定なのか。

説明員：

一定程度の期間で内容は更新し続けていく予定である。死亡者や転出、転入者の情報を反映させるため、年1回の更新を全体プランの中でも予定している。

委員：

提供組織とはコミュニケーションをとっているのか。

説明員：
情報を渡す上で内容を説明し、理解を得た上でないと渡すことはできないと考えている。

委員：
支援は不要だという人の情報もあるのか。

説明員：
これは関係機関共有方式によるものであるので、本人の承諾を得ないで集めた情報を集約したものである。

委員：
この名簿は大変情報価値が高い。要領の後ろにある家族構成や同居状況については提供しないのか。

説明員：
提供しない。リストのみである。

委員：
要領にある「前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項」については、今回は何か集めたのか。

説明員：
今回はない。当初、妊産婦や外国人を想定したが、別に検討することとした。この条文については、運用上で万が一を想定して規定したもので、先進市においても同様の規定をしているところが多くある。

委員：
この条文については、市長の裁量を認めるものであるので、あまり拡大解釈をしないようにする必要がある。

委員：
提供外部組織のうち社会福祉協議会と地域包括支援センターに安否確認のためだけに情報を渡す必要性はあるのか。

説明員：
社会福祉協議会については、単体で活動している組織ではない。市内にいくつもの施設をもって活動をしている。それぞれの施設の所管区域ごとに情報を渡すと効率的に動けないので、社会福祉協議会全体に情報を渡して対応してもらうことを考えている。

委員：
社会福祉協議会は法的な網がしっかりかかっているので、安心できる組織である。

事務局：

社会福祉協議会は、地域福祉に関するの情報とノウハウを持った組織である。

委員：
名簿の管理はそれぞれの提供組織で行うのか。

説明員：
それぞれで行う。

委員：
例えば社会福祉協議会に名簿を渡した場合は、その名簿をどのように取扱うかは社会福祉協議会の管轄になるのか。

説明員：
社会福祉協議会の管轄と責任になる。

委員：
ボランティアなど人の出入りの激しい社会福祉協議会で、どのような情報管理がされるのか。

説明員：
先進市の事例では、社会福祉協議会の会長に情報を渡しており、会長の責任で名簿の管理をしている。

会長：
本日の質疑はこれまでとする。説明員は退席するように。

説明員退席

会長：
今後の進行をどうするか。

委員：
次回も引き続き検討する必要がある。

会長：
それでは、次回の審議会を2月12日に開催することとし、本日の審議会は閉会とする。